令和８年（再イ）第１０号
広島県呉市広長浜３丁目１番14号
再生債務者　岸菜　さつき
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日　　広島地方裁判所呉支部
令和８年（再イ）第１３号
山口県宇部市厚南北２丁目15番19号
再生債務者　片岡　賀子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日　山口地方裁判所宇部支部
令和８年（再イ）第１号
鹿児島県姶良市西餅田3342番地22
再生債務者　平田　菜生
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第９６号
福岡市東区馬出１丁目24番25号
再生債務者　日下部陽子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２号
滋賀県東近江市東沖野三丁目８番13―１号
再生債務者　川本　　聡
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年８月31日から令和８年９月14日まで
大津地方裁判所彦根支部
令和７年（再ロ）第４号
相模原市緑区元橋本町16番６号
再生債務者　伊達　賢一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第９号
仙台市若林区霞目２丁目15番48号
再生債務者　佐々木勝利
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
仙台地方裁判所第４民事部
令和８年（再ロ）第１号
兵庫県加古川市加古川町稲屋303番地の５
再生債務者　西尾　源暉
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第７号
福岡市城南区鳥飼４―15―16　シュープリーム鳥飼301（住民票上の住所）佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1020番地７
再生債務者　林　　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部
令和８年（再ロ）第５号
広島市佐伯区美の里１丁目８番９―10―202号
再生債務者　飯田　奈生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
広島地方裁判所民事第４部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和８年（チ）第６号
東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号
申立人　トラスティーパートナーズ株式会社
住所・居所　不明
（亡小島孝文の最後の住所）埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目1番9号
所有者　亡小島孝文相続財産
届出期間満了日　令和8年9月28日
令和8年7月28日
さいたま地方裁判所川越支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　比企郡鳩山町楓ケ丘四丁目
地番　664番395
地目　宅地
地積　213．72平方メートル
2　所在　比企郡鳩山町楓ケ丘四丁目　664番地395
家屋番号　664番395
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　55．06平方メートル
２階　29．81平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和８年（チ）第５号
栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号
申立人　栃木県知事　福田　富一
住所・居所　不明
（最後の住所）栃木県宇都宮市駒生町3367番地50
共有者　手塚　正弘
住所・居所　不明
（最後の住所）東京都葛飾区宝町１丁目15番17号　フラワーハイツ102
共有者　手塚　勝光
届出期間満了日　令和８年９月28日
令和８年７月27日
宇都宮地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　栃木県鹿沼市下久我字木戸
地番　163番1
地目　田
地積　873平方メートル
共有者手塚正弘の持分　９分の１
共有者手塚勝光の持分　３分の１
令和８年（チ）第２号
熊本県八代郡氷川町大野281番地
申立人　　花岡　和孝
住所・居所　不明(亡浜中國男の最後の住所)
八代郡氷川町網道902番地４（亡浜中國男の不動産登記記録上の住所）八代郡竜北町大字網道902番地４
所有者　　亡浜中國男相続財産
届出期間満了日令和8年9月18日
令和8年7月27日
熊本地方裁判所八代支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　八代郡氷川町網道字五八番割
地番　898番
地目　田
地積　1493平方メートル